

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を 締結した日	契 約 の 相 手 方 の 商号又は名称及び住所	法 人 番 号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	備 考
令和7年度博多港浚渫土砂活用による環境改善方策検討業務 — 自 令和7年6月19日 至 令和8年3月19日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R7.6.19	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門 3-1-10	8010405009702	別紙のとおり	22,858,000	22,858,000	100.00%	
令和7年度博多港船舶航行安全検討業務 — 自 令和7年12月4日 至 令和8年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R7.12.4	(公社)西部海難防止協会 北九州市門司区港町 7-8	5290805003008	別紙のとおり	7,260,000	7,260,000	100.00%	

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 7 年度博多港船舶航行安全検討業務
2. 履 行 場 所 : 一
3. 契約の相手方 : 公益社団法人西部海難防止協会
4. 隨意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 隨意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港浚渫範囲の拡大にあたり、過年度に開催した「博多港中央航路浚渫整備に伴う航行安全対策調査専門委員会」の航行環境を基本とし、一般航行船舶及び工事作業船相互の安全確保と工事の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等で構成する検討部会を設置し、工事に伴う航行安全対策の検討を行うものである。

(2) 理 由

本業務は、博多港における地理的条件や船舶航行実態に精通し、さらに船舶の操船や工事工法、周囲への影響等を踏まえた分析、評価が出来る総合的な知見を有していること。また、技術的、社会的な視点において課題分析が行える豊富な業務実績を有していることが不可欠である。

以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。